

INDEX

あみなか肇の実績

- 男女共同参画
- 河川敷不法占用
- DV(ドメスティックバイオレンス)
- 県内地名商標登録
- 県職員の天下り
- 県有地不法占有

INDEX

あみなか肇の解説

- 医療人材不足
- 介護資源の充実
- 待機児童解消
- 談合問題
- 議員定数・1票の較差



この政務調査BOOKでは、千葉県議会議員あみなか肇が実施した政務調査の中から、県を動かしたもの、マスコミで大きく取り上げられたもの、県の今後の課題と考えられるものを中心に、県民の皆様にお知らせします。

わたくしたちの まるごと 千葉県の 課題! 一冊

Vol.2

政策提言

千葉県議会議員95人中、

ダントツNo.1

あみなか肇

<http://aminaka-hajime.net/>

千葉県議会議員
(千葉市中央区)

はじめ

すべては明日の
千葉県のために。



■ プロフィール

1972年千葉県銚子市生まれ
千葉市中央区宮崎町在住

経歴

慶應義塾大学法学部政治学科卒業
政策研究大学院大学政策研修科修了
国家公務員I種(現・総合職)
千葉市職員・総務省事務官

現在

総合企画水道常任委員会委員
前千葉県がん対策審議会委員

政務調査BOOK

千葉県だけ無し、男女共同参画条例 46都道府県、全政令市で条例あり

全国47都道府県で千葉県だけが男女共同参画条例を制定していません。また、20あるすべての政令指定都市も制定しており、千葉県だけが大きく遅れています。

いつたい、何が問題なの?

国でも「女性活躍推進法」が制定
唯一取り残される千葉県

国では、平成11年6月、「男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、男女共同参画社会基本法が制定されました。そして、平成27年8月には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性活躍推進法」が制定され、平成28年4月から施行されました。

この中、千葉県以外の全ての都道府県、20あるすべての政令指定都市で男女共同参画条例をすでに制定しています。しかし、全国で唯一、千葉県だけが男女共同参画条例を制定しておらず、大きく遅れを取つてしまっています。

であみなか肇はどう関わったの?

詳細な政務調査を実施
条例未制定は「千葉県のみ」を明らかに

多くのマスコミも問題視
新聞各紙で大きく報道されました

あみなか肇は、政務調査を実施し、全都道府県及び全政令指定都市の中で、唯一、千葉県だけが男女共同参画条例を制定していないことを明らかにしました。

そしてこの調査結果をもとに、県議会の場で、

県が男女共同参画条例を制定しない理由を質問しました。

これに対し県は、「本県では条例がない中であります。第3次男女共同参画計画に基づき、県民、事業者や市町村と連携を取りながら、各種施策の取り組みがなされているところです。」と、条例を制定しない理由について一切回答しませんでした。

質問翌日の新聞各紙に、「男女共同参画条例未制定は千葉県のみ」とする記事が掲載されました。男女共同参画分野における千葉県の取り組みの遅れが、あみなか肇の質問によって、初めて県民の皆さんに明らかにされました。

報道によれば、県は平成14年の9月県議会にて該条例を提案したものの、自民党の難色で継続審査になつたとのことです。その後、廃案となり棚上げの状態が続き、現在に至つてしまつているとのことです。

県は、平成29年3月時点でも、男女共同参画条例の制定については検討さえしないとの態度を取り続けています。



今後の課題は？

当初条例案から既に14年が経過 ゼロから本県の実情に合った条例を

当初の条例の提案から14年が経過しました。その間、知事も代わり、県議会議員も4回の選挙を経て大きく顔ぶれも変わりました。そして現政権においても、「女性活躍推進法」の制定など、積極的な施策が打ち出されています。

こうした動きの中で、千葉県だけが大きく取り残されてしまっています。これ以上、条例制定を棚上げにすることは、県当局の怠慢以外の何物でもないと考えます。

どんな風に報道されたの？

平成26年10月3日 朝日新聞 千葉版
平成26年10月3日 毎日新聞 千葉版
平成26年10月3日 千葉日報
平成26年11月12日 産経新聞 (WEB版)

男女共同参画条例なし

女性の社会進出が進むなか、男女共同参画を推進する条例がない都道府県は千葉県だけであることが2日、わかった。20あるすべての都道府県・政令指定市で千葉県のみが「空白地」になっているといふ。9月定例県議会で鶴巻郁夫・総合企画部主)の質問に鶴巻郁夫・総合企画部長が答弁。

67の都道府県・指定市で

長が答えた。制定していない理由について鶴巻部長は「条例がなくて、男女共同参画計画に基づき、県民、事業者、市町村と県が連携しながら各種施策の取り組みがなされている」と答弁。

鶴巻部長は、女性登用について「県民が千葉県に住んでいて恥ずかしいと思うことのないような対応を求める」とした。

平成26年10月3日 朝日新聞

「女性の活躍を巡る施策が話題になる中、県は都道府県で唯一、男女共同参画を推進する条例を制定していないことが分かった。2日の県議会の一般質問で、鶴巻郁夫(民主党)の質問への答弁で判明。全国20の政令市も同条例を制定しているという。未制定の理由について、鶴巻郁夫企画部長は「条例がない中でも、男女共同参画は『制定は義務ではないが、男女共同参画が進む中で意見表示ができる』などと指摘している。

県が都道府県で唯一

大妻法学院の神尾真知子教授は「(制定は)義務ではないが、男女共同参画が進む中で意見表示ができる」と指摘している。

平成26年10月3日 每日新聞

男女共同参画推進条例なし

未制定は千葉県のみ

2日の県議会では、全国47都道府県のうち男女共同参画条例を制定していないのは本県のみであることが出たが、その後の県議選明らかになった。政令市全に伴い、それも廃案となっただ。県議員の質問に県が答えた。鶴巻郁夫企画部長は「堂本暁子前知事時代の2002年9月県議会に提案された。20市でもすべて制定済み。鶴巻郁夫企画部長は、本県では条例がない中であっても第3次男女共同参画計画に基づき県民、事業者、市町村と県が連携しながら各種施策の取り組みがなされている」と述べた。

平成26年10月3日 千葉日報

河川敷の不法占用377件 ずさんな県の管理の実態が明らかに

県が管理する河川敷で不法占用されているのは377か所！
あみなか肇の議会質問で、県は初めてその実態を明らかにしました。

いつたい、何が問題なの？

**県が不法占用を長年にわたって放置
景観・防犯・防災上の問題も！**

であみなか肇はどう関わったの？

**不法占用について政務調査を実施
議会でその実態を明らかに**

その結果、どうなったの？

**県は行政代執行を実施！
不法占用解消に向け一歩を踏み出す**

千葉県が管理する河川敷が不法に占用され、
畠や小屋などが作られてしまったケースが377
件あることが明らかになりました。

特に千葉市花見川区の花見川河川敷に不法占
用が集中し、小屋、畠、釣り桟橋などの不法占用
が179件あり、県全体の約半数を占めるに至
っています。

大規模な不法耕作によって河川敷の治水に悪
影響を与えたり、小屋や釣り桟橋などの工作物
が大雨などによって流れ水門に引っかかるな
どの影響が懸念されます。

また、実際、放置された不法耕作地に、不法投
棄がなされていることも確認されています。

あみなか肇は、県管理の河川敷が不法に占用
されている実態を明らかにするため、花見川の
河川敷で実態調査を実施しました。この結果、大
規模な不法耕作、小屋や釣り桟橋などの不法工
作物の存在を改めて確認しました。そして、今後
の対応を県議会で県に質問しました。

これに対しても県は、パトロール強化や指導、さ
らに指導に従わない場合には、違法工作物除却
命令等を行い、命令に従わない場合には、行政代
執行を行うことを明瞭にしました。

あみなか肇は法的措置を視野に入れた厳正な
対応を県に強く要望するとともに、河川敷の有
効活用を要望しました。

県は、平成29年2月14日、千葉市花見川区畠
町地先、汐留橋から亥鼻橋に位置する花見川左
岸1kmについて、簡易代執行を公示しました。同
月28日までに自主撤去しない場合は、県が代執
行で強制撤去するとの内容です。

そして、3月7日、県職員など54人が参加し、
当該地域における簡易代執行が実施され、小屋
の撤去などがなされました。なお、花見川河川敷
での代執行は平成11年以来、およそ17年ぶりに
実施されたとのことです。

県は、今後も河川敷の不法占用の解消に向け、
行政代執行を含む、適切な管理を実施していく
としています。

今後の課題は?

引き続いての厳正な対応が必要 河川敷の有効活用を検討すべき!

河川敷を第三者が不法占拠することは決して許されず、県によるしっかりとした管理が求められます。県は引き続き、不法占拠に対しても、法的措置を考慮に入れた厳正な対応を図ることが不可欠です。

その一方、河川敷をそのままにしておくだけでは、除草費用などを要してしまうことから、地元の住民の皆様の意見を聞きながら、地域に根差した河川敷の有効活用の方策を検討すべきと考えます。

今回、簡易代執行がなされた区間の対岸では、地域住民による花の栽培などがなされ、地域の方々の目を楽しませています。こうした取り組みを広げることができます。



◀▼平成29年3月7日 県による簡易代執行の様子



どんな風に報道されたの?

平成28年12月 8日	朝日新聞	千葉版
平成28年12月 21日	産経新聞	千葉版
平成28年12月 21日	千葉日報	
平成28年12月 31日	朝日新聞	千葉版
平成29年 2月15日	読売新聞	千葉版
平成29年 2月15日	朝日新聞	千葉版
平成29年 2月15日	産経新聞	千葉版
平成29年 3月 8日	千葉日報	
平成29年 3月 8日	読売新聞	千葉版
平成29年 3月 8日	朝日新聞	千葉版
平成29年 3月 8日	毎日新聞	千葉版

平成29年3月8日
読売新聞

千葉市花見川区の花見川河川敷を不法占拠している小屋について、県は、河川法に基づく簡易代執行で撤去を始めた。千葉市花見川環境課によると、河川敷では2005年頃から不法耕作をしているところが複数入っていた。興は2月14日、河川敷の片側10・5㍍の範囲内にある

花見川河川敷簡易代執行費用1000万円

計49件を対象に、同日までに自主撤去するよう公告を出したが、1件が期限までに撤去されなかった。

この日は業職員や作業員ら計54人が車両に当たり、重機で小屋を解体したりした。撤去費用は約1000万円だが、所有者が特定できないため回収できない可能性が高い。

花見川河川敷の他の区域にも不法占拠があり、県は来年度中に撤去する方針。

▶平成28年12月8日 朝日新聞

県が管理する218の河川区域で、許可を得ずに畠を耕したり小屋を建てたりする不法占拠が9月末時点でも377件あったことがわかった。県議会で8日、網中幸典議員(民進)の一級質問に野田勝・県土整備部長が答えた。県河川環境課によると、野菜を育てるなどの耕作が75件、小屋が40件あった。県はバトロールと撤去指揮を強化し、花見川については除却命令や行政代執行も検討するとしている。

河川の不法占拠377件 耕作・小屋設置

DV相談件数が過去最多に！ DV相談支援体制の強化が不可欠

千葉県内におけるDV相談件数は過去最多を記録しています。
DVを許さない啓発・教育の推進、相談支援体制の充実等を強く要望しています。

いつたい、何が問題なの？

**DV相談支援・一時保護体制の充実
DV被害者支援体制の強化が必要**

で、あみなか肇はどう関わったの？

**DV克服の成功事例を収集し、
市町村へ情報提供することを要望**

その結果、どうなったの？

**県は医師・弁護士などと連携
自立成功例を市町村と共有へ**

男女が互いに尊重し合い、それぞれの個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。DVをはじめとするあらゆる暴力は、個人の**人権の侵害**であり、決して許されるものではありません。

男女が互いに尊重し合い、それぞれの個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。DVをはじめとするあらゆる暴力は、個人の**人権の侵害**であり、決して許されるものではありません。

DVに関する相談は、県及び市町村で対応していますが、近年、市町村での相談対応件数の増加が顕著となっています。しかし、多くの市町村では、DV被害者の相談に対応することはできても、DV被害者が自立に至るまでの適切な支援の経験・ノウハウが蓄積されておらず、こうした取り組みの充実が必要です。

こうしたことから、あみなか肇は県に対し関係機関と連携し、DV被害者が自立に至った成功事例等を収集するとともに、こうした事例を市町村と共有することによって、一人でも多くDVの防止と被害者の支援に総合的に取り組み、男女を問わず県民の皆様が、元気で不安なく暮らしていくことができる環境の整備が必要です。

県は、平成27年度に、精神科医や弁護士などの専門家と連携し、DV被害を克服し自立に成功した被害者の事例を個別に収集し、分析・検討しました。そして、平成28年度当初には、こうして作成した事例集を県内市町村に配布し、成功事例の共有を図りました。

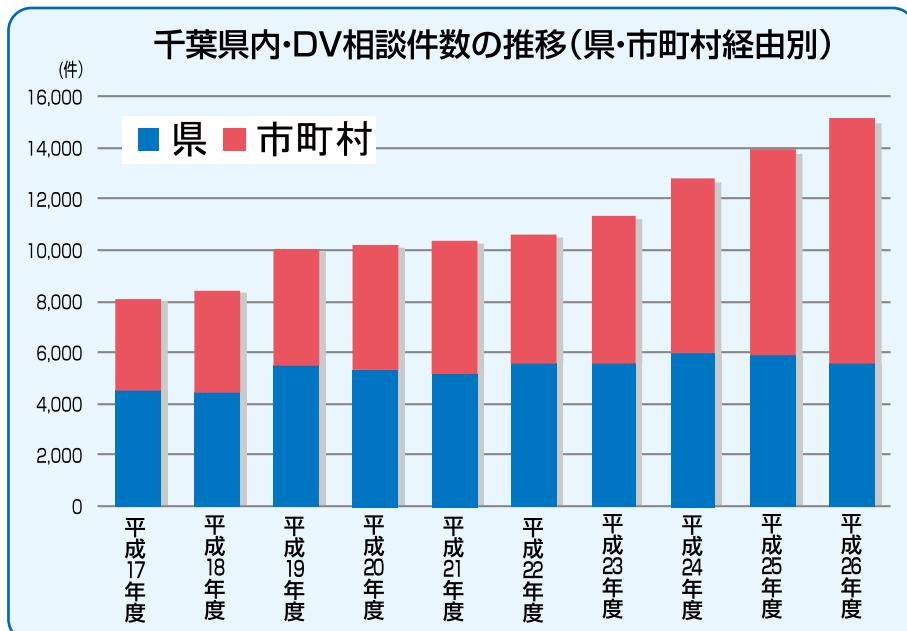
こうして、県と県内市町村は、DV被害者の自立に向けたノウハウを蓄積することによって、積極かつ迅速なDV被害者対策を講ずるとともに、切れ目のない支援体制の構築に向けた市町村との連携強化を図ることができるようになります。

※ DVとはDomestic Violence(ドメスティック・バイオレンス・家庭内暴力)の略。直訳すると「domestic=家庭内の」「violence=暴力」となり、夫から妻、妻から夫、親から子、子から親、きょうだい間の暴力など、家庭内の様々な形態の暴力と考えることができます。

実際我が国においても、人によって微妙に捉え方が異なっていますが、最近では「配偶者やパートナーからの暴力」という捉え方が一般的になってきています。結婚しているかどうかは問いません。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれるとされています。

【千葉県内のDV相談窓口】

- 女性サポートセンター
043-206-8002 (365日24時間)
- 男女共同参画センター
04-7140-8605(女性) 火曜～日曜
9時30分～16時00分
043-285-0231(男性) 火曜・水曜
16時00分～20時00分



また、身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力もDVであることなども更に周知し、社会的認識の徹底を図る必要があります。さらに、DVを防止するためには、幼児期から生命の尊さや他人の痛みが理解できる心、豊かな情操、思いやりの心を育むことが不可欠であり、といった点への対応も要望してまいります。

今後は、DVを許さない社会に向けた啓発教育の推進、安全で安心できる相談・一時保護体制の充実、被害者の視点に立った生活再建支援、被害者支援のための連携体制の整備など総合的な対策を講ずることが重要です。

**県民への適切な啓発が必要
総合的なDV被害者支援対策を！**

今後の課題は？

どんな風に報道されたの？

網中重義議員(民主)の質問に答えた。県によると、昨年度のDV相談件数は県と市町村を合わせて1万5187件と、過去最多だった13年度の1万3898件よりも多かったという。特に市町村では10年度の502件から、14年度は964件8件に増えた。

平成27年6月20日
朝日新聞

平成27年 6月20日 朝日新聞 千葉版
平成27年 6月28日 千葉日報
平成27年11月 7日 産経新聞 千葉版

DV相談が過去最多

県、被害者自立例研究へ
DVを受けた被害者が自立して暮らすことを支援するため、自立に至った事例の研究に取り組む方針を示した。鶴巻郁夫総合企画部長は「市町村の懇意」が整備されてきたことで、相談件数が増加傾向にある」と述べた。相談から自立できるまで、継続支援のために、事例調査手法の検討をしていくと説明した。県男女共同参画課による調査結果によると、現在、医師や弁護士など専門家の意見を聞きながら、どのような調査ができるのか検討している段階だ。時期は未定だが、結果がまとまつたら市町村に提供し、自立支援に生かしてもらう方針だ。



「千葉」地名、中国で商標登録無効に！

あみなか肇は政務調査を実施、県内地名が中国で商標登録されていることを明らかにしました。県は、中国商標局に対し異議申立てを行い、その主張が通りました。

いつたい、何が問題なの？

**千葉の地名を生かしたビジネスが
中国で展開できなくなるおそれも**

で、あみなか肇はどう関わったの？

**県内地名が中国で登録されている
ことを政務調査で初めて明らかに**

近年中国において、日本の地名等が第三者によって商標出願又は登録されてしまつ（圖認出願）という問題が発生しています。

具体的には、もし、中国で第三者による商標登録が認められてしまつと、その商標を用いた物品等を日本から中国に輸出しようとした場合、商標権の侵害で訴えられるおそれがあり、中国での商業活動に大きな影響を及けてしまつことがあります。

つまり、千葉県内の地名が中国で商標登録されてしまつと、千葉ブランドを生かしたビジネスが中国で展開できなくなるおそれがあることが大きな問題です。

商標登録されている県内市町村名

千葉、野田、成田、東金、旭、柏、八千代、鴨川、富津、浦安、八街、印西、白井、富里、香取、山武、多古、芝山、長生、長南

商標登録されている県内市町村名以外の県内地名

利根川、房総、上総、下総 など

- ① 商標登録されている地名の実態調査を実施し、中国商標局に対し厳正な対応をとること
- ② 中国での県内地名の商標登録に関する監視体制を整備すること
- ③ 市町村等に対して、地名ブランディングの意識向上にむけたセミナー等を開催すること
- ④ 県内のどの地名を商標登録されないようになるのか、戦略的なビジョンを構築すること

あみなか肇の実績4 地域経済の活性化

県は中国における県内地名の商標登録について、それまで特段の対応を図ってこなかった。しかし、あみなか肇の指摘後、県内地名が中国において商標登録されている状況について早急に実態調査を実施し、県内地名20件が登録されておりることを発表しました。

そこで、県は中国商標局に対し、「千葉」などの商標登録について、異議を申し立てました。この結果、約4年を要しましたが県の主張が通り、「千葉」についての商標出願が無効とされました。

また、県は、県内地名が商標登録されないよう、中国商标局のウェブサイトを定期的に監視する体制を構築し、現在に至っています。



平成24年10月4日
テレ朝スーパーJチャンネル



平成24年10月4日 NHKニュース

県は中国商標局に異議申立て 「千葉」の商標出願無効に！

その結果、どうなったのか？

今後の課題は？

**実効的な異議申立てを行うとともに
商標登録されない体制整備が必要**

引き続き、県は、中国国内において県内地名が冒認出願されなつより、より一層監視体制を強化するとともに、冒認出願から守るべき地名等をあらかじめリストアップし、その監視に注力するなどの戦略的な対応を図る必要があります。

また、万が一、県内地名が商標登録された場合、速やかに異議を申し立て、登録の取り消しに向けた対応を図ることが必要です。

千葉県内の地名や千葉ブランドは自分たちで守るという強い決意と実効的な体制づくりが不可欠と考えます。

どんな風に報道されたの？

新聞記事

平成24年10月 4日	朝日新聞	千葉版
平成25年 6月22日	読売新聞	千葉版
平成25年 6月22日	千葉日報	
平成27年 6月20日	毎日新聞	千葉版
平成27年 6月20日	産経新聞	千葉版
平成27年 6月20日	千葉日報	
平成28年12月 7日	産経新聞	千葉版
平成28年12月 8日	毎日新聞	千葉版

テレビ

平成24年10月 4日	テレ朝 スーパーJ チャンネル
平成24年10月 4日	NHKニュース

「千葉」という地名が中国で商標登録の出願が行われていた問題で、県は6月、中国商標局への異議申立てなどの手続き5件のうち2件で県側の主張が認められたことを明らかにしました。残りの3件の審査は継続中という。同日開かれた12月定期県議会で、網中幹事長(民進)の一般質問に答えた。

県によると、中国の冷凍食品メーカーと衣服販賣会社が2010年と2011年、中国で千葉の中国語表記である「千叶」を食肉やお茶、衣服などの商標として計3件出願。県内の地名を冠したブランド商品が中國で販売される際に足かせになることが懸念されるため、県が2014年に異議を申し立てた。中国商標局は2015年8月と10月、この3件について県側の異議を認めた。だが、このうち1件は冷冻食品メーカー側が不服審判請求を行ったため、審議が継続している。

また現地の食品製造企業が2014年に行つた商標登録出願1件についても、審議が継続している。県側が今年5月に異議申し立てと登録維持決定の無効審判請求の2件の手続きを行っており、審査中となっている。

2件で県の主張認められる

中国で「千葉」商標登録出願

平成28年12月7日
産経新聞

やめさせよう、悪しき天下り！

千葉県職員の天下りは是正されつつも、相変わらず常々となされています。
あみなか肇は天下りの状況を毎年インターネットで公表をすることに成功しました。

いったい、何が問題なの？

**民間の適任者が就任できない
企業との癒着の温床になるおそれも**

天下りの問題としては、県職員が、県の外郭団体の指定席と化したポストへ天下ることによって、その外郭団体の役員として最もふさわしい民間出身者が就任できなくなるなど、外郭団体の健全な運営が阻害されるおそれがあります。

また、県職員が、公共事業を多く受注している民間企業等へ天下ることによって、県と民間企業との癒着の温床となるおそれがあります。

そして、公金が投入されている天下り先での過剰な待遇なども大きな問題です。

また、千葉県では、あみなか肇の政務調査によって明らかになるまで、天下りの実態が公表されてこなかったことも大きな問題です。

県職員(県OB含む)の公社等外郭団体特定ポストへの就任状況

	団体名	ポスト名	就任期間(通算)	左記期間内に連続して就任した人数
1	千葉県信用保証協会	会長	昭和30年度～平成28年度(61年)	17
2	(一財)千葉県まちづくり公社	常務理事	昭和53年度～平成28年度(39年)	15
3	(福)千葉県身体障害者福祉事業団	理事長	昭和61年度～平成28年度(31年)	14
4	(一財)千葉県環境財団	理事長	昭和63年度～平成28年度(29年)	14
5	(公財)千葉県生活衛生営業指導センター	理事	平成3年度～平成28年度(26年)	14
6	(株)幕張メッセ	常勤監査役	昭和61年度～平成28年度(31年)	13
7	(公社)千葉県緑化推進委員会	常務理事	平成5年度～平成28年度(24年)	13
8	(公財)千葉県生活衛生営業指導センター	常務理事	平成5年度～平成28年度(24年)	12
9	京葉臨海鉄道(株)	専務取締役等	昭和52年度～平成28年度(40年)	11

**県政史上初めて実態を明らかに
天下り状況の公表を県に迫る**

あみなか肇は、県の退職者(過去約10年(約800人以上))の再就職先を詳細に政務調査し、千葉県では初となる、県の職員の天下りの実態を明らかにしました。

また、職員の天下りの公表範囲について全国調査を実施し、その範囲を部長級以上としているのは千葉県だけであり、それ以外の都道府県ではおおむね課長級以上を公表の対象としていることを明らかにしました。

また、公表の根拠となる規則を定めているのは42都府県であり、規則を設けていないのは、千葉県を含む5道県のみとなっていることも明らかにしました。

あみなか肇の実績 5 徹底した行財政改革

その結果、どうなったの？

**長期間に渡る天下りの実態が判明
県は天下りの状況を毎年公表へ！**

最長で61年・17代連続の天下りなど、県職員の天下りの状況が明らかになりました。

徳川幕府でさえ家康から慶喜まで15代。県信用保証協会はそれを上回る17代連続天下りという状況となっています。

県は、あみなか肇の指摘を受けて、天下りの公表範囲を拡大し、それまでの部長級以上から本庁課長級以上を対象とし、毎年8月末までにホームページで公表することとしました。

同様に、県はこれまで公表の根拠規程を有していないませんでしたが、あみなか肇の指摘を受けて要綱を策定し、それに基づいて公表することとしました。

今後の課題は？

**民間からの適任者の選任を！
「人材バンク」設置など具体策も**

同時に、天下り先での待遇のあり方にについて、
「人材バンク」を設置するなどして、利権や癒着の温床となるないよう適切な対応を求めて行くことがなくなります。

個々の天下りについて、県庁時代の知識経験

が、再就職先において適切に生かされているのか、県民目線での検証が必要です。

国では、文部科学省の違法な天下りの実態が明らかになっています。こうしたことが千葉県で生じることがないよう、しっかりと監視を続けていかなければなりません。

公社等外郭団体への県職員の再就職状況と平均役員年収

外郭団体名	団体での役職	県での最終の役職	平均役員年収※
1 (株) 幕張メッセ	代表取締役専務 常勤監査役	商工労働部長 消防学校長	1,242万円
2 (公財) かずさDNA研究所	専務理事	農林水産部次長	1,213万円
3 (福) 千葉県身体障害者福祉事業団	理事長 常務理事	水道局管理部長 環境生活部次長	1,174万円
4 東葉高速鉄道(株)	代表取締役社長	企業庁長	1,152万円
5 千葉県信用保証協会	会長	水道局長	1,136万円

(注) ※平均役員年収については、「公社等外郭団体の平成26年度決算に基づく経営状況等の公表について
・「公社等外郭団体の経営状況等（団体別）」から抜粋（平成27年度における平均年収の推計値）

どんな風に報道されたの？

- 平成25年10月 8日 千葉日報
- 平成25年10月 8日 朝日新聞 千葉版
- 平成25年11月 26日 東京新聞 千葉中央版
- 平成26年 2月 26日 朝日新聞 千葉版
- 平成26年 2月 26日 每日新聞 千葉版
- 平成26年 2月 26日 千葉日報
- 平成26年 8月 30日 朝日新聞 千葉版
- 平成26年 8月 30日 每日新聞 千葉版
- 平成26年 8月 30日 産経新聞 千葉版
- 平成26年 8月 30日 千葉日報
- 平成26年 8月 31日 東京新聞 千葉中央版
- 平成26年 9月 2日 日本経済新聞 千葉版
- 平成28年12月 7日 千葉日報

平成28年12月7日
千葉日報

県議会 茨城

県議会でも一聲聞けた。自民党的田代義（藤子市・武田正光、鹿児島市・吉田義八、千代市・民進党的伊藤子（市川市）・鷲中伸子（市川市中央区）の3議員が選ばれた。鷲は、幹部議員役りの御用通り、徹底して幹部にねじり、自己主張の上位に挙げられる「外郭団体があると困る」として、導入を了承した。県議会では、県議会議員で1人の事務職員を配置せざるを強制する議案が可決された。

天下り 受注20社に5年で10人間長61年間

県有地の不法占有4万平方メートル ずさんな県有地管理の実態明らかに

第三者に不法占有されている県有地の合計は、14か所・約4万平方メートル！県は実態を把握しておらず、あみなか肇の政務調査で初めて明らかになりました。

いつたい、何が問題なの？

**県の積極的対応が見られず
県民の共有財産が侵害される**

千葉県の県有地管理の実態は、第三者に県有地を不法に占有・利用されてしまつなど、極めてずさんなものであることを明らかにしました。例を挙げれば、

●不法占有した県有地に住居を建設し、居住している

●不法占有した県有地に賃貸住宅があり、不法占有者が大家として入居者から賃料を徴収している

●不法占有した県有地上で修理工場などを営んでいる

など、県有地の管理として看過することはできず、極めて重大な問題です。

で、あみなか肇はどう関わったの？

**不法占有について政務調査を実施
その実態・全容を明らかにしました**

**県は「不法占有対処方針」を策定
概ね4年間での解決を目指すことに**

あみなか肇は、県有地が不法に占有される実態を明らかにするため、約3か月をかけて政務調査を実施し、ずさんな県有地管理の実態を初めて明らかにしました。そしてこの調査結果を県議会の場で県に質問しました。

これに対しても、あみなか肇の質問に答える形で、県有地が不法占有されている全容を明らかにするとともに、不法占有者に対する訴訟の提起など、今後の県有地管理の適正化方針について明らかにしました。

また、あみなか肇は法的措置を視野に入れた厳正な対応を県に強く要望するとともに、県有地の有効活用を要望しました。

その結果、どうなったの？

県は、あみなか肇の提言を受けて、平成26年2月に「県有地不法占有に係る対処方針」を策定しました。この方針によれば、平成30年度までを目途として、不法占有を解消するために積極的な対応を図ることとしています。

そして、県監査委員も平成28年8月に監査を実施し、同年9月に注意事項として「今後は適正な対策を講じること」と指摘しました。県監査委員が注意事項として指摘したことは、この問題が県にとって極めて重大であることを示していると考えられます。

また、未利用県有地についても売却等を含め、県は積極的な対応を図つてほしいとした。

あみなか肇の実績 6 徹底した行財政改革

私が「未利用県有地を活用する」とは決して許されず、しっかりと管理が求められます。県は法的措置を考慮に入れた厳正な対応を図ることが不可欠です。



平成28年5月15日 TBSテレビ

今後の課題は?

**法的措置など厳正な対応が必要
未利用県有地の処分・有効活用を!**

県有地は県民共有の財産であり、これを第三者が私的に使用する」とは決して許されず、しっかりと管理が求められます。県は法的措置を考慮に入れた厳正な対応を図ることが不可欠です。

また、未利用県有地が東京ドーム約54個分あることを踏まえ、県に対し、財産管理の適正化や財源確保の観点から、未利用県有地等の売却・処分等をより一層、推進するよう働きかけていくことが必要です。

そして、処分困難な未利用県有地等についても、暫定的な賃貸などの有効活用を検討するよう求めていくことが重要です。

どんな風に報道されたの?

平成26年10月3日 産経新聞 千葉版
平成26年10月3日 千葉日報
平成28年5月15日 TBSテレビ

網中議員は「一般質問最終日の2日、県の回答は『(四街道市)、(夷隅町)、(鴨川市)、(市原市)、(印西市)の4箇所が登録された』未利用の県有地が14件、計約109ヘクタールである。昨年3月末現在、未利用の県有地は39件約109ヘクタールである。」と答えた。

同日の県議会一般質問で、網中議員(民主)の質問に県側が明らかにした。

地では、昭和60年代から敷地の一端約130平方メートルの民間団体所有の貨物港開港施設

地では、昭和60年代から敷

や倉庫などがあり、「戦後

県有地不法占有4万1000平方メートル

県会質問 貸貸住宅を建設の例も

長期間にわたって不法占有されたままになっている県有地が館山や鴨川などの9市町に14カ所あり、敷地面積は計約4万1千平方メートルに上っていることが2日、分かった。中には不法占有が始まった時期が分からぬ場所や、賃貸住宅や船舶修理店が建設されている場所もあるという。

また、「漁港関連施設」の用途である館山市の県有地では、昭和60年代から敷地の一端約130平方メートルの民間団体所有の貨物港開港施設

地では、昭和60年代から敷地の一端約130平方メートルの民間団体所有の貨物港開港施設

平成26年10月3日 産経新聞

不法占有4万平方メートル

県有地に住宅など14件

県議会は一般質問最終日の2日、県の回答は『(四街道市)、(夷隅町)、(鴨川市)、(市原市)の4箇所が登録された』未利用の県有地が14件、計約109ヘクタールである。昨年3月末現在、未利用の県有地は39件約109ヘクタールである。』と答えた。

4万1千平方メートル以上であると認められた。一部は漁港周辺の資材貯蔵や販賣用途などとして使われていた。県は「法的措置も含め適切に対応する」としている。網中議員の質問に答えた。(茶井農業2席)

県議会は「(四街道市)、(夷隅町)、(鴨川市)、(市原市)の4箇所が登録された」未利用の県有地が14件、計約109ヘクタールである。県は「法的措置も含め適切に対応する」としている。網中議員の質問に答えた。(茶井農業2席)

県議会は「(四街道市)、(夷隅町)、(鴨川市)、(市原市)の4箇所が登録された」未利用の県有地が14件、計約109ヘクタールである。県は「法的措置も含め適切に対応する」としている。網中議員の質問に答えた。(茶井農業2席)

平成26年10月3日 千葉日報

人口当たり医師数ワースト3位! 医療提供体制の充実が不可欠

千葉県の人口当たり医師数及び看護師数は全国最低レベルとなっています。同様に、医師・看護師以外の多くの医療スタッフも全国平均を下回っています。

千葉県の現状はどうなってるの?

千葉県は県民の平均年齢が全国でも6番目に若いこと、あるいは医療が充実している東京都に隣接していることから、県内の医療ニーズが他県に比較して少なく、そのため人口当たりの医師数をはじめとした医療提供体制が全国的に見て低い水準になっているとされています。

また、県内の医療提供体制をみると、県内でも地域によって大きな差があることがわかります。医療提供体制が低水

準の千葉県において、さらにその千葉県の中でも低水準の地域となれば、日本でも屈指の医療過疎地ということができるかもしれません。

医療に対するニーズと高齢化は比例するものと考えれば、今後全国2位のスピードで高齢化する千葉県においては医療資源の確保が、今後の重要な課題となります。

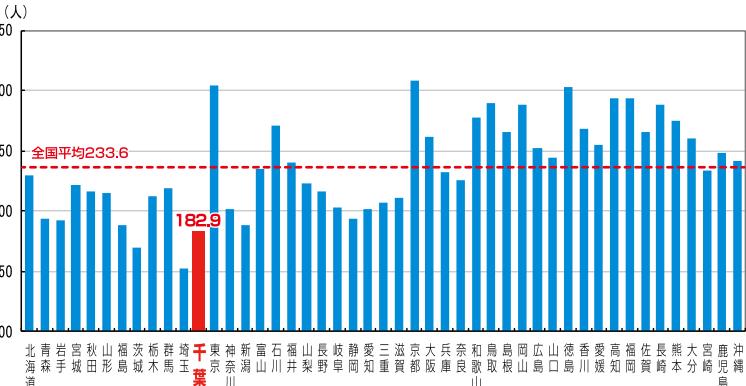
都道府県別人口10万人当たり医療施設従事医師数

図表1は都道府県別の人口10万人当たりの医師数を示したものですが、千葉県の人口当たり医師数は47都道府県中でもかなり少なく、ワースト3位となっています。

急速に進展する千葉県における高齢化を考慮すれば、適切な医師の確保策を講じなくてはなりません。同時に在宅医療資源の充実も必要です。

千葉県では、医学生に対する修学資金貸付制度、若手医師の定着支援策及び女性医師の再就業の促進策などを実施していますが、これらは他の自治体でも実施されており、より踏み込んだ医師確保策が不可欠です。

図表1 都道府県別人口10万人当たり医療施設従事医師数



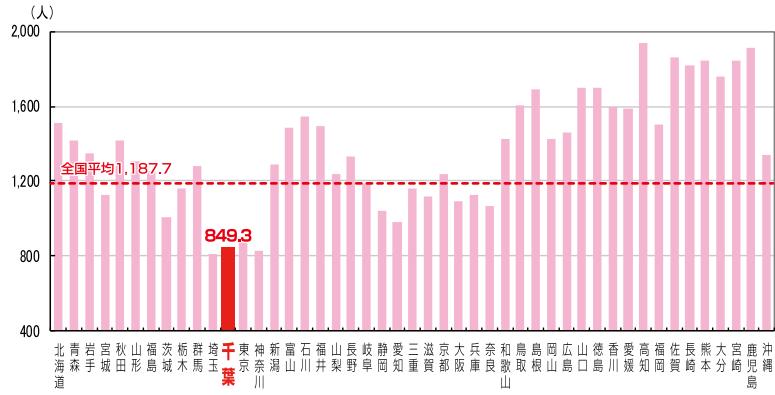
「平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)をもとに作成

都道府県別人口10万人当たり就業看護職員数

図表2は都道府県別の人口10万人当たりの看護職員数を示したものですが、千葉県の人口当たり看護職員数は47都道府県中で、ワースト3位となっています。

その原因も上記の医師と同様であり、適切な看護職員確保策が望まれるのも医師と同様です。今後はより効果的な看護職員の定着支援・離職防止策及び再就業促進策などを講じる必要があります。

図表2 都道府県別人口10万人当たり就業看護職員数



「平成26年度衛生行政報告例」(厚生労働省)をもとに作成

人口当たり各種介護資源も全国ワースト級! 介護サービス提供体制の底上げを!

千葉県は今後全国2位のスピードで高齢化が進行することが見込まれています。しかし、施設介護、在宅介護などの各種介護資源は全国でも最低レベルとなっています。

千葉県の現状はどうなってるの?

千葉県の介護サービスの状況をみると、全国的に見て低い水準になっており、また、県内でも地域によって大きな差があります。

前出の医療と同様に、介護サービスが低水準の千葉県において、さらにその千葉県の中でも低水準の地域となれば、日本でも屈指の介護サービス過疎地に該当してしまう

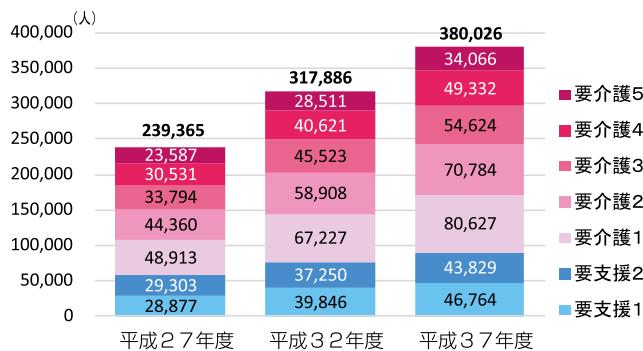
かもしれません。

高齢化が進むほど介護に対するニーズは高まっていくものと考えられますが、今後全国2位のスピードで高齢化する千葉県においては、施設介護・在宅介護など介護資源の確保が今後の重要な課題となります。

千葉県の要介護(要支援)高齢者の将来推計

図表1は千葉県の要介護(要支援)高齢者数を将来推計したものです。今後10年間で、要介護(要支援)高齢者は14万人以上増加し、うち要介護4及び5の高齢者は、3万人近く増加することが推測されています。千葉県の介護サービスの充実は今後10年間が大変重要であることが推察されます。

図表1 要介護(要支援)高齢者の将来推計

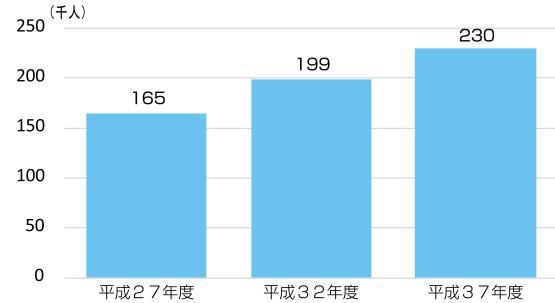


市町村介護保険事業計画における推計の合計をもとに作成

千葉県の認知症高齢者の将来推計

図表2は千葉県の認知症高齢者数を将来推計したものでです。認知症高齢者は、急速な高齢化の進行に伴い急増していくもの見込まれ、平成27年から平成37年の10年間で約6万5千人増加し、率にして約1.4倍増加するものと見込まれています。

図表2 要介護(要支援)高齢者における認知症高齢者の将来推計

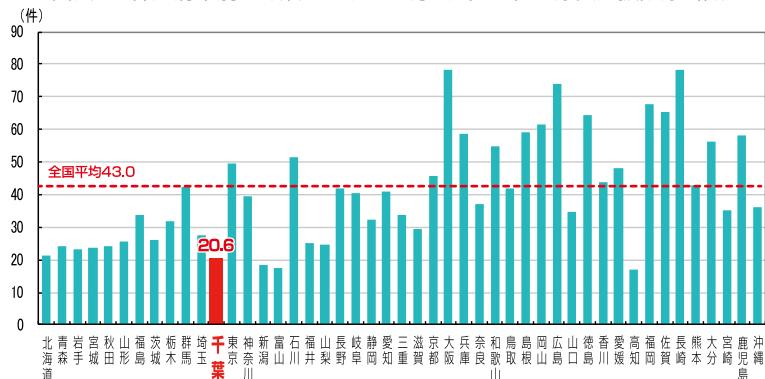


※日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数の将来推計
(平成24年8月厚生労働省公表)に本県の65歳以上の高齢者数を乗じて推計
(認知症高齢者出現率 平成27年10.2% 平成32年11.3% 平成37年12.8%)。

都道府県別 65歳以上人口10万人当たり在宅療養支援診療所数

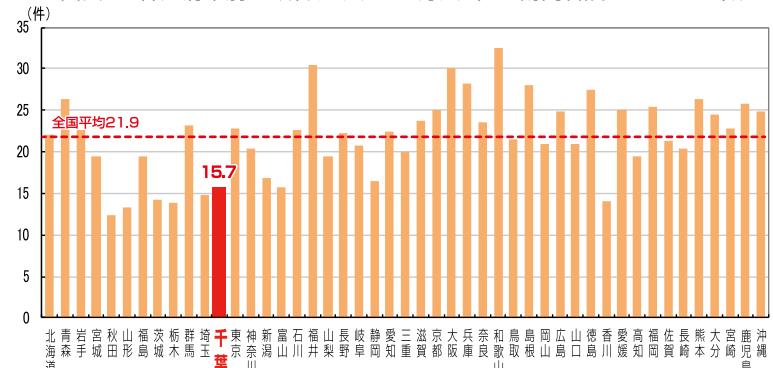
都道府県別 65歳以上人口10万人当たり 在宅療養支援診療所数

図表3は都道府県別65歳以上人口10万人当たり在宅療養支援診療所数を示したものです。在宅での介護をする場合に重要なのが、在宅で医療が受けられるかどうかと考えられますが、千葉県は全国ワースト4位となっています。



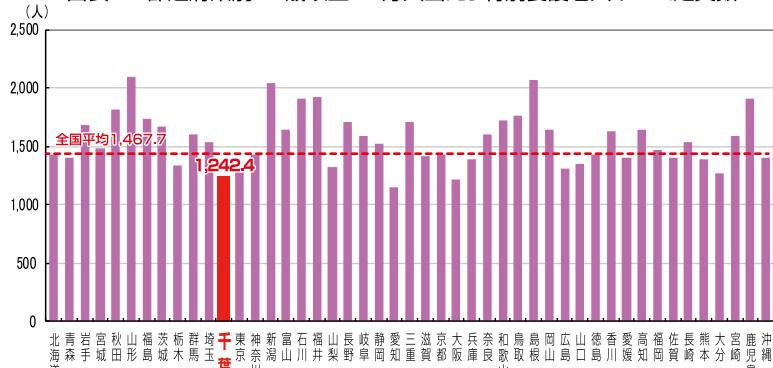
「平成26年医療施設調査」(厚生労働省)、「人口推計(平成26年10月1日現在)」(総務省)をもとに作成

図表4 都道府県別65歳以上人口10万人当たり訪問看護ステーション数



「平成27年介護サービス施設事業所調査」(厚生労働省)、「人口推計(平成26年10月1日現在)」(総務省)をもとに作成

図表5 都道府県別65歳以上10万人当たり特別養護老人ホーム定員数



「平成27年介護サービス施設事業所調査」(厚生労働省)、「人口推計(平成26年10月1日現在)」(総務省)をもとに作成

都道府県別 65歳以上人口10万人当たり 特別養護老人ホーム定員数

図表5は都道府県別の65歳以上人口10万人当たりの介護老人福祉施設(以下では、「特別養護老人ホーム」とします。)定員数を示したものです。すでに広く知られていることですが、千葉県の65歳以上人口当たり特別養護老人ホーム定員数は、47都道府県中でワースト3位となっています。

具体的に見てみると、65歳以上人口10万人当たりの特別養護老人ホーム定員数が最も多い山形県では208.9人であるところ、千葉県では1242.4人となっています。そして、全国平均では1467.7人となっています。

介護保険料引き上げへ

これまで見てきたように、増加する要介護(要支援)高齢者を支えるためには、県民のニーズを把握したうえで、地域の実情に応じた地域包括ケアの実現を目指し、介護サービスの基盤整備・拡充を進める必要があります。

そのために最も重要なのが、私たちが支払う介護保険料です。あみなか肇は、この介護保険料の県全体の月額平均が平成27年度で4,958円、平成32年度で6,200円程度、平成37年度では7,500円程度になることを県議会で明らかにしました。

今後の課題は?

これまで見てきたように、千葉県の介護にとって今後の10年間が重要になります。このためにも、少子高齢化の進展する中、介護サービスの確保に実効性のある政策を展開し、介護サービス供給体制の底上げを図るとともに、県内における介護サービス供給体制の著しい地域的偏在をなくすよう求めています。

また、千葉県は介護保険施設等の定員数が少なく、今後、



当該施設の充実・整備をしていく必要があります。しかし、施設整備にはコスト面の限界があること、在宅での介護を希望する方も大変多いことから、在宅介護の充実・資源確保も同時に図る必要があります。

同様に、認知症高齢者が急増することも見込まれていることから、介護人材の養成など介護資源確保に関する課題は極めて重要であり、今後の適切な対応が求められています。

全国ワースト3位 千葉県の待機児童数



千葉県の待機児童数は1,460人で全国ワースト3位となっています。子育て支援分野への思い切った行政資源の投入が求められています。

千葉県の現状はどうなってるの？

平成28年4月1日現在、千葉県内には保育所に入所しきつても入所できない待機児童が1,400人を超えて存在しております、全国ワースト3位となっています。

全国的にみた場合、待機児童の特徴として都道府県によって大きく偏在していること、また同じ県内であっても地域によって大きく偏在していることがあげられます。

最も待機児童が多い東京都では約8,000人を超える待

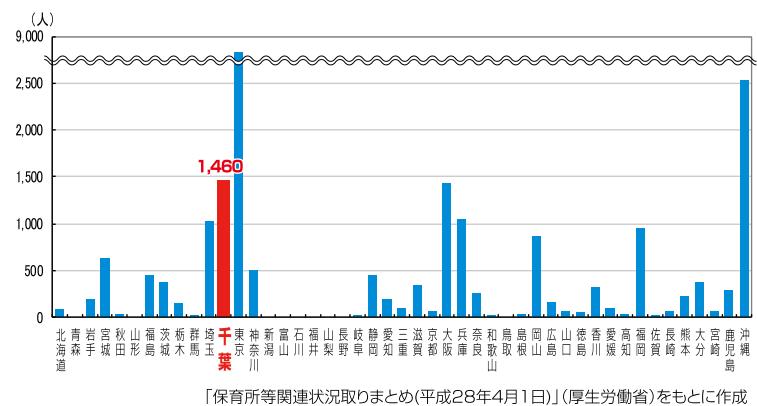
機児童がいるにもかかわらず、青森県をはじめとする9県では統計上待機児童が存在しません。また、待機児童がいる都道府県でも、都市部には多数の待機児童がいるものの、郊外の市町村には待機児童はいないといった特徴がみられます。

同様の特徴は、放課後児童クラブ（子どもルーム・学童保育）でもみられ、踏み込んだ対応の充実が求められています。

都道府県別待機児童数

図表1は都道府県別の待機児童の状況を示したもので、厚生労働省の調査で、平成28年4月1日現在の千葉県の待機児童数が、1,460人で全国ワースト3位となっています。

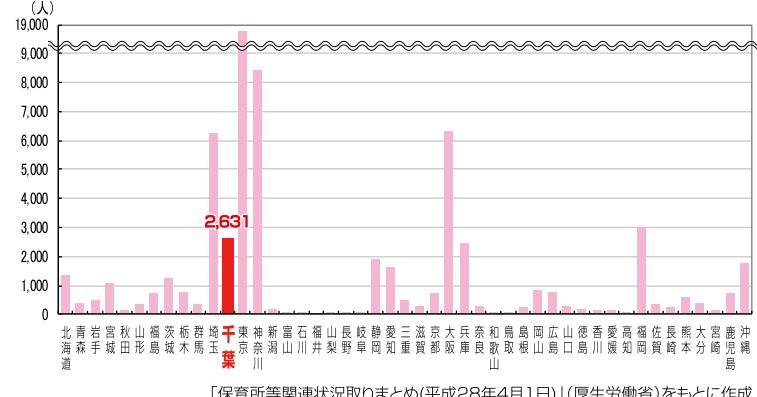
図表1 都道府県別待機児童数



都道府県別「潜在的待機児童」数

図表2は都道府県別の「潜在的待機児童」数を示したもので、「潜在的待機児童」とは、厚生労働省がこれまで待機児童数に算入していなかった特定の事由を有する児童のことを指すとされています。

図表2 都道府県別「潜在的待機児童」数



機児童」数となります。

千葉県は、「潜在的待機児童」数が2,631人存在し、待機児童数と合わせれば4,000人を超えることが明らかになりました。

■ 県内市町村別待機児童数

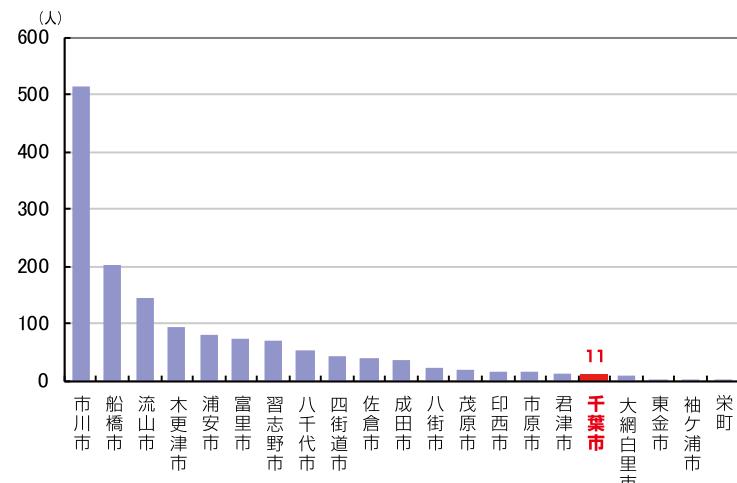
図表3は県内の市町村別の待機児童数を示したもので、グラフに市町村名がない団体は待機児童がないことを示しています。県内の市町村の状況を見ると、市川市の待機児童数が、全国の市町村別でみてもワースト4位の514人と大変多くなっています。

千葉市は、平成26、27年4月1日現在の待機児童は0人（2年連続は首都圏政令指定都市初）でしたが、平成28年4月1日現在では、保育士不足による民間保育所の開設延期などの要因によって11人の待機児童が発生しました。

■ 都道府県別放課後児童クラブ待機児童数

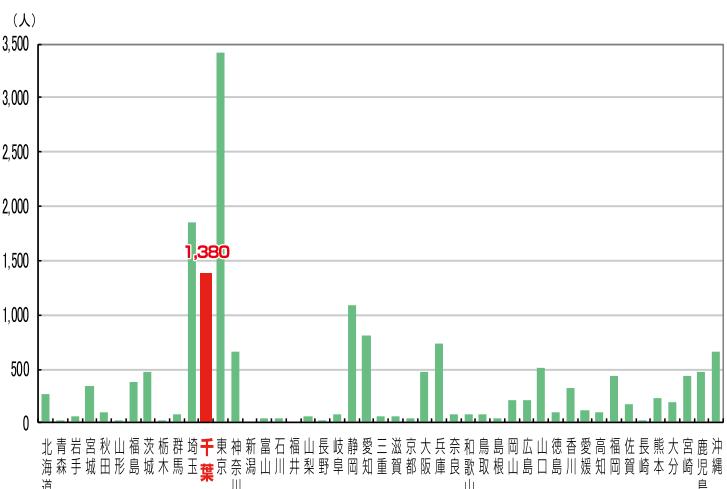
図表4は都道府県別の放課後児童クラブ（子どもルーム・学童保育）の待機児童の状況を示したもので、厚生労働省の調査で、平成28年5月1日現在の千葉県の待機児童数が、1,380人となっており、保育所の待機児童と同様、全国ワースト3位となっています。

図表3 県内市町村別待機児童数



「保育所等関連状況取りまとめ(平成28年4月1日)」（厚生労働省）をもとに作成

図表4 都道府県別放課後児童クラブ待機児童数



「平成28年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（5月1日現在）」（厚生労働省）をもとに作成

今後の課題は？

待機児童を減らし、子育てに優しい「まちづくり」をするためには、保育・待機児童対策について地域性を考慮した自らの自治体の強み・弱みを十分に検討するとともに、ハード及びソフト両面での思い切った対応の充実を図ることが必要です。

また、今後の少子化も視野に入れた、柔軟な保育定員の設定を可能とする対応についても十分な考慮がなされるべきであると考えます。

そして、保育士確保・定着対策、保育士待遇（給与）改善、潜

在保育士の掘り起こしなどの施策の充実、病児保育、延長保育、一時預かりなどきめ細かな保育の拡充、民間企業とも連携しながら企業内保育所設置・運営への補助等を実施するとともに、一自治体では対応することが困難な保育制度全体としての底上げについては、その必要性について国に強く訴えていかなくてはならないものと考えます。

また、同時に放課後児童クラブ（子どもルーム・学童保育）の量的拡充、質的向上を図っていくことも極めて重要な課題と考えます。

「談合ファースト」の千葉県政!? 談合業者の賠償金を大幅減額

平成28年12月県議会において、千葉県発注工事で談合を繰り返した業者の賠償金を減額する議案が自民党などの賛成多数で可決されました。

いったい、何が問題なの?

緊張感がない県議会。誰のために県政運営を行っているのか大いに疑問

山武談合事件の概要

平成26年2月3日、公正取引委員会は、千葉県が発注する土木工事等において、独占禁止法で禁止されている談合があったとして、山武地区の業者に対し排除措置命令(30社)等を下しました。

それら業者は、平成21年4月以降数年にわたり、約200件の工事で談合を繰り返していました。その工事の中には、千葉県でも犠牲者を出した東日本大震災からの復旧・復興のための工事も数多く含まれていました。

具体的には、受注を希望する業者は、入札日の4日前に、千葉県建設業協会山武支部の事務所(東金市)に集まり、話し合いをして、受注予定業者及び受注金額を決め、受注予定業者以外は受注予定業者が受注できるように協力するな

どして、公共の利益に反して、千葉県発注の工事における競争を実質的に制限し、不当な利益を得ていました。

千葉県内で摘発された談合事件としては、過去最大級であり、かつ数年にわたって繰り返し談合が行われた事案であって極めて悪質と評価されるものです。

平成26年8月、千葉県は、19社に対して、契約に基づき賠償金(約11億円)を請求しました。すると、賠償請求された19社のうち、解散した2社を除く17社が、県への賠償金(9億7千万円)の減額などを求めて、千葉簡易裁判所に民事調停を申し立てました。その後、県は、当該事業者と複数回にわたって調停の場で話し合いの機会を持ちました。

県議会の動向

平成28年3月、千葉県建設業協会から「損害賠償請求の軽減を求めるについて」とする請願が県議会に提出されました。これは、県が、談合をしたと認定された17社に請求した賠償金を軽減することを求めるものでした。県議会での審議の結果、自民党などの賛成多数で採択されてしまいました(表1)。

表1 請願に対する賛否

主な会派	賛否
自 民	○
民 進	✗
公 明	✗
共 産	✗
市社無*	✗

*市民ネット・社民・無所属

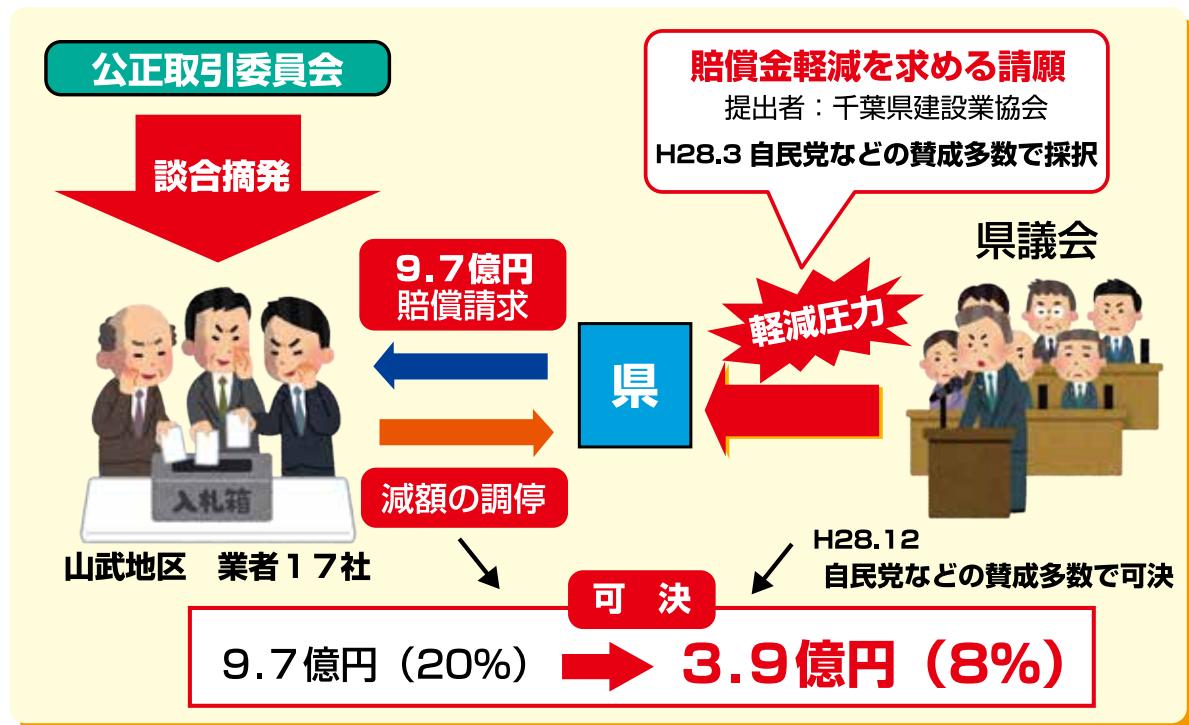
表2 減額の議案に対する賛否

主な会派	賛否
自 民	○
民 進	✗
公 明	✗
共 産	✗
市社無*	✗

これは、地方自治の二元代表制の一翼を担う県議会が県に対し、談合を犯した事業者の県に対する賠償金の軽減を公に求めた(県に圧力をかけた)ものと評価されます。

そして平成28年11月、県は、賠償金を9億7千万円(契約金額の20%)から3億9千万円(同8%)に減額する議案を県議会に上程しました。なお、減額の理由として、県は、「県民を代表する県議会において請願が採択されたことについては真摯に受けとめております。」と述べ、県議会における請願の採択が県の判断に影響したことを明言しています。

翌12月、県議会は、当該議案を自民党などの賛成多数で可決しました(表2)。これで、千葉県として、談合を犯した事業者の県に対する賠償金を減額することが決定してしまいました。



■ あみなか肇が調停に反対した理由

●極めて悪質な談合の態様であること

今回摘発された談合は、長期間にわたり、繰り返し行われ、加担した業者数が30社にも及ぶ極めて悪質なものです。

また、震災からの復旧・復興工事を食い物にするなど道義的にも看過できません。

●県が調停に応じる理由がおかしい

県は調停に応じる理由として、業者が倒産すると地域経済に悪影響を与えるとしていますが、倒産を恐れるなら談合をしなければ良かっただけのことであり、被害者である県が考慮すべき事情ではありません。

また、調停にあたり、県が委託した公認会計士は、業者の

財務状況等を検証し、賠償金を減額しなくても支払うことが可能と評価していることから、県は賠償金の減額に応じる必要はないと考えます。

●談合に対するペナルティが有名無実化してしまう (悪しき前例となる)

県の工事契約では、談合が行われた場合、契約金額の20%を賠償金として請求するとしていますが、今回の調停によりそのペナルティが有名無実化し、談合しても調停を申し立てれば、賠償金が軽減されるという悪しき前例となってしまい、入札談合に対する抑止効果がなくなってしまいます。

また、入札談合に厳しく対応し、その防止に努めようとする全国的な流れに大きく逆行してしまいます。

今後の課題は?

より一層の入札改革推進を図るとともに、県への監視機能強化が不可欠

あみなか肇は、県民の皆様の税金を詐取する談合の再発防止のため、県に対し、不断の入札改革を強く求めていきます。同時に、二度とこうした事件が発生しないよう、県政のチェック・監視を強めています。

その一方、現在の県議会の議席構成では、単独過半数を有する会派の決定が、県議会の意思となって、県政を決定して

しまいます。

県民の皆様には、報道を賑わせている都政・都議会の状況のみならず、現在の千葉県政・県議会の状況に関心をお持ちいただき、あるべき県政の姿について是非、ご意見をお寄せいただきたいと存じます。

議員定数削減 たった1人 改革進まず 2倍を大きく超える1票の較差残る

千葉県議会議員の定数は95人から1人だけ減らし94人へ。
2倍を大きく超える1票の較差が残る選挙区割りが決定してしまいました。

いったい、何が問題なの？

**自ら身を切らない県議会
自民党以外の主要会派は揃って反対を表明**

平成27年10月7日、千葉県議会議員の定数・選挙区割り等を議論する、議員定数等検討委員会が設置されました。同委員会は6回開催されましたが、平成28年12月6日、各会派間で意見の一致が見込めないとして協議を打ち切りました。

— ✕ キリトリ ——————

そうした中、自民党は、平成29年2月県議会に議員定数を1人減らすなどとした自民党案を上程し、可決しました。

この結果、今後実施される県議会議員選挙に適用される議員定数・選挙区割り等が決定しました。

なお、民進党、公明党、共産党、市民ネット・社民・無所属などの主要会派は同案に反対しました。

議員定数・区割り
自民党案への賛否

主な会派	賛否
自 民	○
民 進	✗
公 明	✗
共 産	✗
市社無※	✗

※市民ネット・社民・無所属

■新たな議員定数・選挙区割り等について

平成29年2月議会で決定された新制度は、1票の較差は2.88倍から2.44倍へ縮小、議員定数は95人から94人へ1人減員、選挙区の数は46から42へ減少させるものです。

なお、各会派の定数等に関する案の概要は以下のとおりでした。

各会派案の概要

現状	1票の較差 (最大)	選挙区 の数	議員定数 現状との差	
			95	-1
自 民	2.44	42	94	-1
民 進	1.79	27	79	-16
公 明	1.64	30	84	-11
共 産	1.79	27	95	±0
市社無	1.88	39	94	-1

差し支えなければご記入ください。

フリガナ お名前	
ご住所	〒
電話番号	

決
定

新制度に問題点多数!

新制度には以下のように多くの問題点があると考えます。

①残る大きな1票の較差

新制度では、1票の較差は、2.88倍から2.44倍へとわずかに改善されていますが、2倍を大きく超えてしまっています。選挙における1人1票の大原則を大きく逸脱しています。

②議員定数削減がなされていない

議員定数の削減についても、1人の減員にとどまつており、議員数の削減を望む県民の声に応えるものとはなっていません。

③第三者機関の設置など外部の意見を聞く機会が担保されず

あみなか肇は、公平・公正・中立の観点から、有識者等による第三者委員会等の設置による議員定数等の検討も提案しましたが、受け入れられませんでした。

否決されるも、議員定数の大幅削減などを提案!

あみなか肇は、以下のような提案をしましたが、否決されました。

①都市単位から地域振興事務所単位を基礎とする選挙区割りの大括り化

県議会議員の職務は、より広域的かつ多様な県民の声を聴くべきとの観点から、現行の公職選挙法の枠内で、選挙区割りの大括り化を提案しました。こうすることで、1人区で多数発生してしまう、いわゆる「死票」を減らし多様な民意を反映することが可能となります。

今後の課題は?

今後10年間は、定数等の見直しはなし!?

今後、直近の国勢調査の確定値が発表されるのは、平成33年とされていますが、これは平成35年の県議選の定数等の見直しには間に合わない(県議会の中では周知期間を2年以上取るべきとの説が有力となっている)と考えられるため、実際に県議会議員の定数等の見直しにつながるのは、平成39年の選挙になると考えられます。

すると、今後10年間は、国勢調査を端緒とした議員定数等の見直しはなされないことが十分に考えられます。今回の議

選挙区別1票の較差の概要

選挙区	人口(人)	議員定数	議員1人当たり人口(人)	1票の較差
船橋市	622,890	7	88,984	2.44
流山市	174,373	2	87,187	2.39
習志野市	167,909	2	83,955	2.31
柏市	413,954	5	82,791	2.27
浦安市	164,024	2	82,012	2.25
千葉市中央区	205,070	3	68,357	1.88
鴨川市+南房総市+鋸南町	80,987	2	40,494	1.11
銚子市+東庄町	78,567	2	39,284	1.08
いすみ市	38,594	1	38,594	1.06
匝瑳市	37,261	1	37,261	1.02
勝浦市+大多喜町+御宿町	36,406	1	36,406	1.00

軽い

一票の価値

重い

②議員定数削減

(将来的には人口10万に県議会議員1人)

また、議員定数については、議員自らが身を切ることが不可欠であると考え、現在の定数95人から16人減らし、定数79人としました。

③1票の較差の是正(2倍以内とする)

また、できるだけ1票の較差を無くし、最大でも2倍以下に抑えることとしました。民進党案では、1票の較差は最大1.79倍であり、2倍を下回っていました。

※今回の議員定数・選挙区割等の見直しにおいて、具体的に変更された選挙区の状況はP.23をご参照ください。

員定数等の見直しは、10年先を見据え、議会のあり方をも考慮にいれた、抜本的な見直しとすべきであったにも関わらず、新制度がそれに該当するかは極めて疑問です。

現在、東京都政及び都議会の状況が盛んにマスコミで報道されています。都政だけではなく、是非、こうした千葉県政及び県議会の状況を県民の皆様に十分関心をお寄せいただき、あるべき県議会の姿などについて率直なご意見をお寄せいただければと存じます。

